

# 第6章

計画の推進方策

## 第6章 計画の推進方策

### 1. 計画推進の考え方

まちづくりの実現には、行政のみならず、市民、団体、事業者、関係機関などの多様な主体がそれぞれの役割を担い、相互に連携して取り組むことが重要です。

このため、計画の推進にあたっては、将来像や目標を共有し、連携・協力しながら、協働のまちづくりを進めます。

#### (1) 市民参画による事業推進

本計画では、地域特性を生かした持続可能な都市の実現に向けて、市街地の活力向上と自然環境との調和を図りながら、計画的なまちづくりを目指します。

そのため、各施策・事業の推進にあたっては、市民に対するわかりやすい情報発信に努めるとともに、計画策定段階での市民参画や継続的なまちづくり活動への参加を促進し、市民等と行政が相互に連携しながら、計画の実現に向けた取組を進めます。

#### (2) 民間活力を生かした事業推進

多様化する市民のニーズに的確に対応し、効率的かつ効果的な行政運営を進めるため、官民が連携して公共サービスの提供や公共施設の整備・運営を進める PPP・PFI の活用をはじめ、地域に必要なサービス機能の維持・充実を図るなど、民間活力を生かしたまちづくりを推進します。

#### (3) 行政の役割と関係機関との連携

多様化する地域課題に的確に対応するため、組織体制の充実や政策立案能力の向上を図るとともに、国や県、関係機関との連携を強化し、各種支援制度・事業を有効に活用しながら、広域的な視点に立ったまちづくりを進めます。

その上で、事業の必要性や緊急性を見極めながら、効率的かつ効果的に政策を推進します。

### 2. 計画見直しの考え方

本計画は、令和27年（2045年）を目標年次とする長期的な計画であることから、計画期間中の社会経済情勢の変化や、関係法制度・上位計画の改定、技術革新等により、計画を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合には、状況に応じて見直しを行います。